令和５年度
未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業
利用料金の一部貸付の手引き

募集開始
令和５年４月１日から

【申請を検討されている方へ】
この制度は、貸付対象者の要件を満たす方に子どもの預かり利用料金の一部を貸し付ける制度（借りるもの）です。お祝金のように差し上げるものではありません。
保育士として勤務している間は、返還が猶予されますが、２年間の間に退職した場合や、週 20 時間以上勤務できなくなった場合も、原則全額返還しなければいけないことをご理解の上お申し込みください。
なお、提出された書類は、貸付審査会で審査を行い、審査に通った方にのみ貸付されます。

（公社）兵庫県保育協会
令和５年４月

※手引きの内容や様式は、予告なく変更する可能性がありますので、ホームページに掲載の最新版の手引きを参照してください。

目次

１．申請から貸付までの流れ

２．未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付について
（１）貸付対象者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
（２）申請期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
（３）貸付金額及び期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

３．申請手続き等について
（１）貸付の申込 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
（２）申請書類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
（３）提出及び問合せ先 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
（４）申込書類記入上の注意 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

４．貸付決定及び貸付契約手続きについて
（１）利用料が確定次第提出するもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
（２）貸付金の契約及び交付手続き ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
（３）貸付金の交付 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

５．貸付後の手続き

６．返還免除の手続き（全額免除）
（１）全額免除に該当する場合の要件① ・・・・・・・・・・・・・・・・・5
（２）全額免除に該当する場合の要件② ・・・・・・・・・・・・・・・・・6

７．返還免除の手続き（裁量免除）
（１）裁量免除に該当する場合の要件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
（２）裁量免除を申請に必要な提出書類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・6

８．返還について
（１）返還の開始及び返還期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
（２）返還方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
（３）分割返還の差額調整 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
（４）延滞利子 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
（５）報告義務遅延による延滞利子について ・・・・・・・・・・・・・・・7

９．完了

10．よくある質問

１．申請から貸付までの流れ

募集開始について周知

※兵庫県保育協会ホームページに掲載

※手引き等の送付が必要な施設は、兵庫県保育協会のホームページより資料請求を行ってください。

申請者　※貸付要件を全て満たす方

①　利用開始日から４か月以内に勤務先施設を通じて申請を行う。

↓

申請書の受理・貸付審査会にて報告

審査会での報告により承認された場合、今後の流れについて案内（兵庫県保育協会から勤務先へ送付）

↓

②　１年間の利用料が確定次第（１年間利用しない場合は利用料が確定次第）『子どもの預かり支援事業利用料金変更等届』の提出

↓

貸付決定通知書の通知（兵庫県保育協会から勤務先へ送付）

↓

③　借用証書等の提出

↓

申請者の口座へ貸付金の交付

※２年目も申請する場合は、１年目の利用終了日から４か月以内に申請書の提出を行う。

↓

業務従事の確認（２年間継続して保育士業務に従事）

毎年 10 月及び 4 月に就業先へ就業状況を確認します。保育士業務に従事している間は貸付の返還が猶予されます。保育士業務に従事していない場合は、貸付金の返還が必要です。

↓

④　完了届・業務従事期間証明書の提出（勤務先施設を通じて兵庫県保育協会へ）

↓

返還免除について通知

※各種申請書類等は勤務先の証明が必要ですので、勤務先施設を通じて兵庫県保育協会へ提出してください。

２．未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付について

この貸付制度は、国と県において、保育士の離職防止、保育士資格を持ちながら保育士として勤務していない人の再就職を支援することで、保育人材の確保を図るための制度です。

（１）貸付対象者

以下の全てを満たす方で、兵庫県内（神戸市を除く）保育所等（※１）に勤務する方を貸付対象としています。

① 未就学児をもち、保育所等（※１ ⑤を除く）を利用している保育士の方
② 保育士・保育教諭として週２０時間以上勤務する方（雇用保険に加入されていること）
③ 保育所等における勤務の時間帯により、子どもの預かり支援（ファミリー・サポート事業、ベビーシッター派遣事業等）を利用している方

※１【勤務先保育所等一覧】

「保育所等」とは次の施設を言い、公立施設を含みます。ただし、神戸市域に所在する施設は除きます。（勤務先保育所等の根拠となる法令については８頁参照）

① 認可保育所
② 認定こども園（全ての類型を含みます。）
③ 幼稚園（預かり保育を常時実施しているか、認定こども園に移行予定のものに限ります。）
④ 市町村の認可を受けた小規模保育事業・事業所内保育事業・家庭的保育事業
⑤ 市町村に届出をした病児保育事業・一時預かり事業
⑥ 離島その他の地域における特例保育の実施施設
⑦ 認可外保育施設（市町が助成している一定の質が確保された認可外保育施設に限ります。兵庫県内では、宝塚市の「指定保育所」や川西市の「地域保育園」が該当します。）
⑧ 児童育成協会から助成を受けている企業主導型保育事業

（２）申請期間

預かり支援等を利用開始した日から４か月以内に、勤務先施設を通じてお申し込みください。勤務先施設の担当者は申請期日までに必ず届出をしてください。

なお、申請期間より早くお申込みいただいた場合でも、貸付の交付（口座への入金）時期は早まりませんので、予めご了承ください。

※２年目の申請の場合も、１年目の利用終了日から４か月以内に申請ください。

（３）貸付金額及び期間

子どもの預かり支援事業料金の 1/2（借受人１人につき年額 123,000 円上限）とします。期間は、就職または復職した月から最大２年間（24 か月分）です。

ただし、幼児教育・保育の無償化対象分は、申請できません。

※貸付利子は無利子です。

※申請時には利用開始月の利用実績が確認できる領収証等が必要です。

※貸付期間は最大２年間ですが、申請は１年ごとに行ってください。

３．申請手続きについて

（１）貸付の申込

未就学児をもつ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付（以下、預かり支援事業一

部貸付という。）を希望する場合は、連帯保証人（20 歳以上 65 歳未満の資力のある方）を立てて、下記の書類を準備し、兵庫県保育協会に提出してください。

	提出書類	様式等	添付書類・留意事項
①	貸付申請書	様式 1-7	・申請者ご本人が自筆で記入してください。連帯保証人の欄は連帯保証人が自筆で記入してください。 ・連帯保証人の方は貸付決定後に印鑑登録証明書の提出が必要です。
②	雇用契約書または辞令の写し		・労働時間及び雇用保険に加入されていることが明記されていること。明記がない場合は、在職証明書（参考様式⑥）で代用可。
③	在職証明書	参考様式⑥	・週 20 時間以上就業していることが確認でき、雇用保険に加入していることが確認できること。
④	子どもが保育所等に入所していることが確認できる書類の写し		入所決定通知書、在園証明書、利用者負担額決定通知書、契約書等
⑤	利用開始月の**特定子ども子育て支援の提供に係る領収書、提供証明書**の写し		・貸付決定をする際に、預かり支援事業を利用した月に係る、『特定子ども子育て支援の提供に係る領収書、提供証明書』の写しを提出していただきますので、必ずコピーを保管してください。
⑥	住民票		マイナンバーの記載のないもので世帯全員が記されたもの。 申請日より前３か月以内に発行されたもの。
⑦	保育士証の写し		旧姓の場合は変更手続きを行ってください。
⑧	児童育成協会 HP に掲載の施設情報の写し、市町の HP に掲載の施設情報の写し等 （認可・助成を受けていることが分かる書類）		※企業主導型保育事業、市町村の認可を受けた小規模保育所・事業所内保育事業・家庭的保育事業で勤務及び子どもを預けているの者は提出すること。 ※児童育成協会 HP の URL https://www.kigyounaihoiku.jp/report/nursery

※上記の他に、兵庫県保育協会会長が必要と認める書類を提出していただく場合があります。

（２）申請書類

申請書等は、兵庫県保育協会ホームページからダウンロードしていただくか、ホームページより資料請求してください。

（３）提出及び問合せ先

〒651-0062　神戸市中央区坂口通２－１－１　兵庫県福祉センター５階
公益社団法人兵庫県保育協会　保育人材確保対策貸付事業担当者宛
Tel ：078-242-4623（9：00～17：00）E-mail：kashituke@hyogo-hoikukyokai.or.jp

（４）申込書類記入上の注意

① 申請者がご自身で記入してください。連帯保証人欄はそれぞれの欄を各自が記入してくださ

い。代筆は認められません。代筆していた場合は、返却します。

② 文字を訂正する際は、修正液等は使用せず、訂正箇所を二重線で消して訂正印を押し、書き直してください。

③ 消せるボールペンで書かれた申請書は受付できません。

④ 申込書に記入漏れがある場合には貸付けの可否を判断することができませんので、必ず全ての項目をご記入ください。記入漏れが解消されるまで、貸付審査は保留となります。

⑤ 住所は、それぞれの欄を各自が正確に記入してください。「同上」、「〃」等は認められません。

４．貸付決定及び貸付契約手続きについて

提出された申請書等の内容を貸付審査会において審査し、貸付が適当と認められた場合に今後の流れについてを勤務先を通じて通知します。

（１）利用料が確定次第提出するもの

１年間の利用料が確定（１年間利用しない場合は利用料が確定）したら、３か月以内に下記書類を提出してください。

① 子どもの預かり支援事業利用料金変更等届（様式 18-1）

② 上記利用料の分かる領収証等（特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証、提供証明書等）

※ 市町へ原本を提出した場合は、写しでも可。

※ ②で振込額等が不明な場合は、通帳のコピー等を提出していただくことがあります。

※ 預かり支援利用料金等は幼児教育・保育の無償化対象となりますので、無償化対象分を貸し付けることはできません。

【申請額の計算方法】

（ **園へ支払った預かり支援利用料金** - **市町からの支給額** ）÷２＝申請額

（２）貸付金の契約及び送金手続き

子どもの預かり支援事業利用料金変更等届により貸付額が確定次第、貸付決定通知書を通知します。

貸付額が決定し通知を受けた方は、勤務先を通じて配達の記録が残る方法（簡易書留、特定記録郵便、レターパック等）で下記の書類を兵庫県保育協会へ提出してください。

	提出書類	様式等	添付書類・留意事項
①	借用証書	様式４	・収入印紙を所定欄に貼り、消印をすること。 （１万円以上 10 万円未満：200 円、10 万円以上：400 円）
②	振込口座の通帳コピー		・申請者の名義に限ります。 ・金融機関名、支店名、口座の種別、口座番号、口座名義（ﾌﾘｶﾞﾅ記載）がわかるコピーを提出してください。
③	振込口座申込・変更届	様式７	
④	連帯保証人の印鑑登録証明書		・３か月以内に発行したもの
⑤	誓約書	様式２	・申請者及び連帯保証人が自署のこと。

（３）貸付金の送金

交付（口座への入金）は、借用証書提出後３か月以内に交付します。

５．貸付後の手続き

借受人は、返還を免除されるか、返還を完了するまで、様々な届出等を行う必要があります。変更が生じた場合は必ずご連絡ください。

該当する事実が生じた場合 20 日以内に提出しなければならないもの

提出するとき	書類
借受人・連帯保証人の氏名・住所等に変更があったとき	■住所・氏名等変更届（様式 6）
振込口座を変更するとき	■振込口座申込・変更届（様式 7） ■通帳のコピー
借受人が休職（産休・育児休業も含む）するとき	■保育所等退職等届（様式 14） ■業務従事期間証明書（参考様式③）
休職（産休・育児休業も含む）していた借受人が復職したとき	■保育所等復職届（様式 15）
貸付を辞退（自己都合で退職）するとき	■貸付辞退申出書（様式 13） 借り受けた貸付金を返還していただくことが必要です。返還の手続きは、7 頁を参照ください。
業務上の事由により本人が死亡し、又は疾病等により業務を継続できなくなったとき	■返還免除申請書（様式 22）
借受人が退職・死亡・休職したとき	■保育所等退職等届（様式 14） ■業務従事期間証明書（参考様式③） 注）借入金の返還を要する場合には、返還計画書や裁量免除申請書を併せて提出してください。
借受人が勤務先を変更したとき	■勤務先等変更届（様式 16） ■保育所等退職等届（様式 14） ■業務従事期間証明書（参考様式③） ■就職・復帰証明書（参考様式④） ■新たな勤務先での雇用通知書または辞令の写し

６．返還免除の手続き（全額免除）

借入後、２年間引き続き兵庫県内の保育所等において保育士業務に従事した場合、貸付金の返還を免除することができます。全額免除を受けるために提出する書類や要件は以下のとおりです。

（１）全額免除に該当する場合の要件①

「勤務先施設（保育所等）」で保育業務に引き続き２年間従事したとき

免除日に到達してから、１か月以内に下記書類を提出してください。

① 完了届（様式 17）
② 業務従事期間証明書（参考様式③）

（２）全額免除に該当する場合の要件②

保育業務上の事由により死亡または業務に起因する疾病等のために業務を継続することが出来なくなったとき

１か月以内に下記書類を提出してください。

① 返還免除申請書（様式 22）
② 保育業務上の事由による就労不能の場合には、証明する書類
- ■ 死亡の場合：死亡証明書・死亡届・死亡診断書の写し及び労災保険の請求書の写し（事業主の証明が必要）
- ■ 疾病等の場合：医師の診断書の写し及び労災保険の請求書の写し（事業主の証明が必要）

〈留意事項〉

① 出産休暇、育児休暇の期間、災害等やむを得ない事由で就業できない期間中は、引き続き業務に従事しているとみなします。ただし、（１）全額免除に該当する場合の要件①に記載の２年間の業務従事期間には算入しません。

② 返還免除要件となる業務従事期間は、原則として連続（※）していることが必要です。

※　月を単位として継続している必要があり、退職翌月に対象となる勤務先に就職すれば連続しているとみなしますが、就職が翌々月以降になった場合には、返還が必要となります。

③ 兵庫県内の保育所等に就職後、法人における人事異動等により、借受人の意思によらず県外の従事先施設で勤務することとなった場合には、県外で従事した期間を業務従事期間に算入することができます。

７．返還免除の手続き（裁量免除）

裁量免除の要件を満たす事となった場合、貸付審査会において審査し、「裁量免除」が適当と認められた場合、同貸付審査会で認められた金額の返還が免除されます。

（１）裁量免除に該当する場合の要件

① １年以上勤務先施設で保育業務に従事したとき（本人の責による事由により免職された場合や特別な事情がなく恣意的に退職した場合などについては、適用しません。）

② 長期間所在不明となっている場合等、貸し付けた金額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から５年以上経過したとき

（２）裁量免除を申請するために必要な書類

要件該当から２０日以内に提出してください。

① 返還免除申請書（裁量免除分）（様式 21）
② 業務従事期間証明書（参考様式③）
③ 事実を証する書類
- ■ 死亡の場合：死亡証明書・死亡届・死亡診断書の写し及び労災保険の請求書の写し（事業主の証明が必要）
- ■ 疾病等の場合：医師の診断書の写し及び 労災保険の請求書の写し（事業主の証明が必要）

８．返還について

兵庫県内で保育士等として勤務先施設に就職または復帰後、何等かの事情で勤務先施設を退職し、その後保育士等として就業しなかった場合は、貸し付けた預かり支援事業利用料の一部を返還していただく必要があります。

事前に兵庫県保育協会へ相談の上、返還事由が発生した日（例：退職された日）から２０日以内に提出してください。

① 保育所等退職等届（様式 14）

② 返還計画書（様式 19）

※　返還計画書の内容を審査し、適当と認められた場合に書面にて通知します。承認された返還計画を変更する場合には、事前に兵庫県保育協会へ相談してください。

（１）返還の開始及び返還期間

返還は、兵庫県保育協会から特に承認を受けた場合を除いて、返還事由が生じた日の属する月の翌月から開始し、１年の期間内に返還しなければなりません。

（２）返還方法

返還方法は、一括又は半年賦、月賦の均等払い方式で指定口座への払込み、又は引落しとなります。ただし、虚偽又は不正な方法で貸付を受けた場合や退職した事実を報告しなかった場合には、一括返済となります。

また、返還額が、５万円未満の場合は、月賦の支払い方法は選択できません。

（３）分割返還の差額調整

分割返還を利用する場合の返還額は均等払いとします。なお、差額が発生する場合は初回の返還額に加算若しくは減額します。

（４）延滞利子

貸付を受けた者が返還しなければならない日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年３パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収します。

（５）報告義務遅延による延滞利子について

自己都合等で就業先を退職し、その後保育士として就業しなかった場合で、兵庫県保育協会への報告及び届出の提出が大幅に遅れた場合は、返還事由が生じた日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年３パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収します。

９．完了

返還が完了又は返還免除により債務がなくなったときには、借用証書（様式 4）を借受人に対して返却します。

【保育所等詳細一覧】

法令・通知等		施設等種別
児童福祉法	第７条	保育所・幼保連携型認定こども園
	第６条の３第９項から第 12 項までに規定する事業であって第34 条の15第１項の規定により市町村が行うもの、及び同条第２項の規定による認可受けたもの	家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業
	第６条の３第13 項に規定され、第34 条の 18 第１項の規定による届出を行ったもの	病児保育事業
	第６条の３第７項に規定され、第34 条の12 第１項の規定による届出を行ったもの	一時預かり事業
	第６条の３第９項から第 12 項までに規定する業務または第 39 条第１項に規定する業務を目的とするものであって、第 34 条の 15 第２ 項、第 35 条第４項の認可又は認定こども園法第 17 条第１項の認定を受けていないもののうち、右記に示すもの	地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室、家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設 兵庫県内では、宝塚市の「指定保育所」や川西市の「地域保育園」が該当します。
	第 59 条の２第１項に規定する施設のうち第６条の３第 12 項に規定する業務を目的とする設置者が行う保育事業	企業主導型保育事業
学校教育法	第１条	教育時間終了後に教育活動（預かり保育）を常時実施している幼稚園 認定こども園に移行を予定している幼稚園
就学前の子どもに関する教育、保育等総合的な提供の推進に関する法律	第２条第６項	認定こども園
子ども・子育て支援法	第30 条第１項第４号	離島その他の地域において特例保育を実施する施設

10. よくある質問

質問内容	回答
Q1　正社員として就労しないと貸付は受けられないですか。	雇用契約上、週２０時間以上勤務している人が対象となりますので、正規、非正規などの雇用形態は問いません。ただし、雇用保険に加入されていることが必要です。
Q2　月半ばで産休明けで復帰するが、申請する月はいつからしたらよいですか。	利用料に応じた月単位での申請なので、復帰した月分から申請してください。
Q3　子どもが２人いる場合、どのように申込すればよいですか。	保育士一人に対する利用料の貸付けです。子どもの人数や世帯は関係ありません。
Q4　子どもが利用している保育園の延長保育が 19 時 30 分までですが、遅番シフトの日は勤務が 20 時までのため、お迎えに間に合いません。ファミリーサポートを利用していますが、この場合、貸付の対象になりますか。	対象になります。 ただし、貸付対象として申請できるのは、幼児教育・保育の無償化対象の差額の半額です。
Q5　子どもは幼稚園に 14 時まで預けていますが、14 時までにお迎えに行けないため、預かり保育を利用して 17 時まで預けています。この場合、貸付の対象になりますか。	対象になります。 ただし、貸付対象として申請できるのは、幼児教育・保育の無償化対象の差額の半額です。
Q6　保育士証が旧姓のままで氏名の変更手続きをしていないのですが、旧姓の保育士証の写しでもよいですか。	保育士証が旧姓のままだと本人確認ができません。至急保育士証の氏名変更手続きをし、現在の氏名が記載された保育士証の写しを提出してください。 提出が申込締切日に間に合わない場合は、旧姓の保育士証の写しと、手続きを行っている旨を記載したメモを添付してください。氏名変更手続き完了後、速やかに新しい保育士証の写しを提出してくださ

	い。確認が取れるまで貸付金の交付はできません。
Q7　貸付を受けた後に休職した場合はどうなりますか。	貸付期間中に休職した場合は、その間の貸付金は交付されません。すでに交付済の場合は、該当する期間分の貸付金を返金していただきます。
Q8　貸付金の振込先を申請者以外にしたいのですが、可能ですか。	貸付金の振込先は、申請者（ご本人）の口座とさせていただきます。口座をお持ちでない場合は、口座を開設していただき、手続きを行ってください。 なお、イオン銀行やセブン銀行等実店舗のないネット銀行の口座は取扱いできません。
Q9　借用証書に貼る収入印紙はどこで購入できますか。	郵便局の窓口や、コンビニエンスストアで購入できます。コンビニエンスストアで 200 円の収入印紙しか取扱いがない場合は、200 円の収入印紙を複数枚購入するなどして対応してください。
Q10　就職・復職してから１年の間に産休・育休を取得することになってしまいました。どうしたらよいですか。	この貸付制度は原則として、就職または復帰後２年間保育士等業務に従事する方を対象としていますので、業務従事が可能かどうか、貸付を申請する前に、ご家族とよく相談してください。 　産休・育児休業を取得することになった場合、速やかに兵庫県保育協会へご連絡の上、保育所等退職等届（様式 14）を提出してください。また、産休・育児休業から復帰された場合は、保育所等復職届（様式 15）を提出してください。 　なお、産休・育児休業期間は業務従事期間に含めることができませんので、免除までの期間が延長されます。
Q11　貸付けを受けた後に、転職することは可能ですか。	転職は可能です。ただし、引き続き２年間保育士としての業務に従事する必要がありますので、１か月以内に貸付対象となる別の保育所等に転職していることが条件となります。（貸付対象外の保育所等に転職した場合は全額返還していただく必要があります。）
Q12　貸付を受けた後に、１年３ヶ月働いて自己都合で就業先を退職しました。その後保育士としては就業していません。その場合は、貸付を受けたお金は返還しなければいけませんか。	全額免除になる条件は、２年間継続して保育士としての業務に従事することですので、２年の期間を全うせずに退職された場合は、貸し付けている全額を返還していただく必要があります。 なお、退職したことを兵庫県保育協会へ報告していない場合や、提出書類を提出していない場合は、返還事由が生じた日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年３パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収します。

【申請書類チェックリスト】

提出書類	確認事項 □必要書類が揃っているかチェック
貸付申請書	□申請者が自筆で署名 □貸付希望期間は 12 か月以内か □貸付希望額は 123,000 円以内か （１か月の利用実績に基づき申請しているか） □連帯保証人が署名しているか（自署のこと） □勤務先の証明が漏れていないか
入所決定通知書	□入所決定通知がない場合は、入所している園から在園証明書（子どもの入園日、現在在園していることを証明し、公印押印）を提出
利用開始月の特定子ども子育て支援の提供に係る領収書、提供証明書の写し	□１か月の利用料金が分かるもの
雇用契約書または辞令 （辞令がない場合は勤務先施設が証明する書類等で代用）	【雇用契約書】 □申請した年度に契約を交わしたものか
在職証明書	□週に２０時間以上勤務していることが証明されているか
保育士登録証の写し	□申請者の氏名と一致しているか （一致していない場合は、保育士登録事務処理センターに申請しているか確認）
住民票	□発行後３か月以内のもの □個人番号（マイナンバー）の記載がないもの □世帯全員の氏名が記載されていること
児童育成協会の HP に記載の施設情報写し、市町の HP に掲載の施設情報の写し等	（企業主導型保育事業、小規模保育所、事業所内保育事業、家庭的保育事業で勤務の場合） □市町または児童育成協会のホームページで施設情報が確認できるか。

※最新の申請様式は、兵庫県保育協会ホームページに掲載しています。
（インターネット検索画面で**「兵庫県保育協会」**と検索🔎**「保育人材確保対策貸付事業」**のページに各種貸付事業の概要や様式を掲載しています。）